

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号		
手続名	信用事業規程の変更、廃止の承認			根拠条項	第11条第3項		
審査基準	<p>「系統金融機関向けの総合的な監督指針」（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）</p> <p>事業の適切かつ健全な運営を確保する観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己資本等の財産的基礎が安定しており、かつ、財務内容に問題がないか、 2 業務執行体制及び内部監査体制が整備されているか、 3 事務処理体制が整備されているか、 <p>に留意するとともに、特に次に掲げる事業については、それぞれ次に定める点を確認するものとする。</p> <p>(1) 債務の保証及び手形の引受け 手形の引受けについては、併せて外国為替業務を行うことになっている。</p> <p>(2) 金銭債権の取得又は譲渡 余裕金運用として金銭債権の取得の実績があるか。</p> <p>(3) 信託業務 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年3月11日）第1条第1項の規定による認可を受けているか。</p> <p>※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第4条2項に明記</p>						
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 60日 標準経由期間 日